

# 住居表示のしおり

令和2年11月2日(月)から、同封しました「住居番号付定通知書」のとおり、  
江戸川一丁目・二丁目・東瑞江二丁目の住所の表し方が変わります。

**住所変更手続きは令和2年11月2日(月)からとなりますので、ご注意ください。**

## 【目次】

1.	お届けしたもの・・・・・・・・・・・・・・・・	1	ページ
2.	新しい住所等の表し方・・・・・・・・・・・・・・・・	2	ページ
3.	郵便について・・・・・・・・・・・・・・・・	3	ページ
4.	住所変更の手続きについて・・・・・・・・	4	ページ
	<自動車・自動二輪車関係>・・・・・・・・	5	ページ
	<不動産登記関係>・・・・・・・・	6	ページ
	<社会保険(年金・健康保険)関係>.....	6	ページ
	<電気・固定電話・その他>.....	6、7	ページ
5.	不動産所有者の変更登記申請について.....	8、9	ページ
	記載例(㊦登記申請書【単有名義用】).....	10	ページ
	記載例(㊧登記申請書【共有名義用】).....	11	ページ
	記載例(㊨不動産の表示【戸建て・土地用】).....	12	ページ
	記載例(㊩不動産の表示【マンション用】).....	13	ページ
6.	関係機関の案内図・・・・・・・・	14、15	ページ



江戸川区

生活振興部 東部事務所 住居表示係

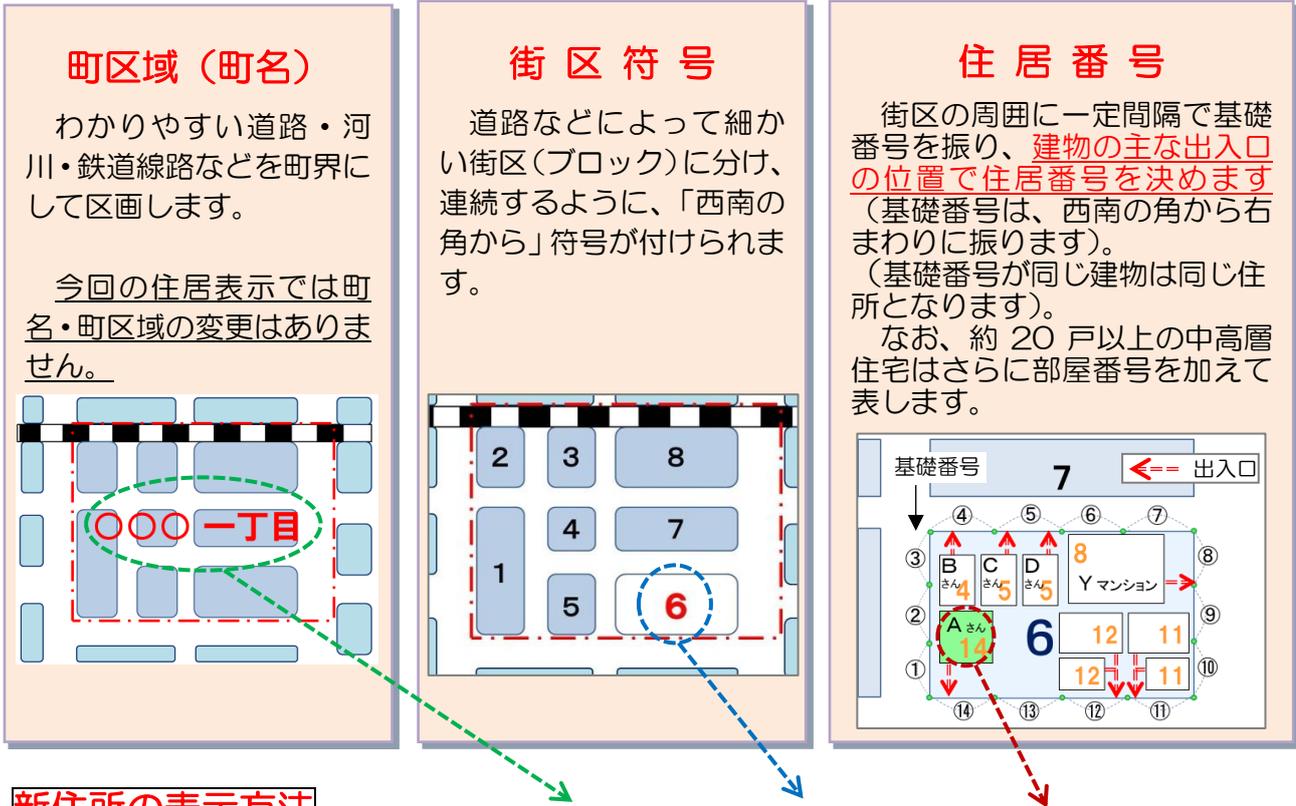
電話 (3679) 1463 【直通】

# 1. お届けしたもの

1	<p>住居番号付定通知書          [ 15歳以上の方、法人          それぞれに5通 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あなた様の新しい住所の通知です。</li> <li>・<u>11月2日(月)以降に住所変更手続きの証明書として使用できますので、大切に保管してください。</u></li> <li>・枚数が不足する場合や、15歳未満で通知書を必要とする方には、住居表示変更の「証明書」を無料で発行します。11月2日(月)以降に区役所区民課、小松川・葛西・小岩・東部・鹿骨の各事務所でご請求ください。</li> <li>・<u>会社、法人等の代表者の方で、会社、法人宛の「住居番号付定通知書」が同封されていない場合はお手数ですが、ご連絡ください。</u></li> </ul>
2	住居表示のしおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この冊子です。住居表示実施後の手続きなどを案内しています。</li> </ul>
3	住居表示新旧対照案内図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新住所(街区符号、住居番号)と旧住所(番地)を記入した地図です。</li> </ul>
4	新住所お知らせ用ハガキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一世帯に50枚同封しています。不足する場合は、東部事務所住居表示係へご相談ください。</li> <li>・詳細は3ページに掲載しています。</li> </ul>
5	<p>登記申請書          (不動産所有者用)          ※会社・法人等所有を除く</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産所有者の住所変更登記の申請書です。申請書の作り方は8ページ以降をご覧ください。</li> <li>・所有する不動産の種類や名義人の人数により申請書が異なりますので、ご注意ください。</li> </ul>
6	会社・法人等の住所変更手続きの手引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>会社、法人等にのみ同封しています。</u></li> <li>・「2 住居表示のしおり」と併せてご覧ください。</li> </ul>
7	登記申請書(法人用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>会社、法人等にのみ同封しています。</u></li> <li>・会社、法人等の住所変更登記の申請書です。申請書の作り方は「会社・法人等の住所変更手続きの手引」の1～8ページをご覧ください。</li> </ul>
8	住居番号表示板・町名板の取付け案内文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取付け作業は区委託業者が行います。詳細は同封の案内文をご覧ください。</li> </ul>

## 2. 新しい住所等の表し方

新しい住所は、町名、街区符号、住居番号の3つを組み合わせて表します。



### 新住所の表示方法

〔一般住宅の例〕	江戸川区	〇〇〇一丁目	6番	14号
〔約20戸未満の中高層住宅の例〕	江戸川区	〇〇〇一丁目	6番	14号 △△マンション201
〔約20戸以上の中高層住宅の例〕	江戸川区	〇〇〇一丁目	6番	14-203号 □□マンション

### 住所・土地・本籍 (住所と同じ場所をしている場合) との関係

現在は **住所** **土地** **本籍** とともに同じ土地地番(番地)で表しています。

住居表示実施後は 住所だけを切り離し、「住所専用番号」を使って表します。  
したがって、住所以外は今までどおり、変更ありません。

新住所の入った表札・印刷物(名刺等)の作製に伴う経費につきましては、誠に恐れ入りますが、皆様のご負担となりますので、ご承知おきくださいますよう、よろしく申し上げます。

### 3. 郵便について

#### (1) 「新住所お知らせ用ハガキ」について

- ①このハガキは新しい住所を知人・取引先などに知らせるもので、日本郵便(株)が発行する無料ハガキです。**11月2日(月)の実施日より前に投函できます。**
- ②ご記入後は、ハガキが入っていた封筒にまとめて入れ、ポストに投函してください。なお、ハガキの裏面余白に、簡単なあいさつなどを記載することは差し支えありませんが、営業のご案内等の記載はご遠慮ください。
- ③同形式のハガキをパソコン等で作成したい場合などハガキに関するお問合せは、下記の日本郵便(株)江戸川郵便局にご相談ください。

(記入例)

郵便はがき
1 3 2 0 0 2 1
江戸川 太郎様
江戸川区中央一四一
住居の表示変更のお知らせ
日本郵便株式会社 江戸川郵便局
通信事務郵便
1328799

<b>住居表示の実施のお知らせ</b>	
令和2年11月2日から住居表示が実施され、お知り合いの方の住居の表示が下記のとおり変更になりますのでお知らせいたします。今後郵便をお出しの際は、新住所をご記入ください。	
記	
【新住所】	
<input checked="" type="checkbox"/> 〒132-0013	
江戸川区 江戸川一丁目	19 番 1 号
マンション・	江戸川マンション202
アパート名等	
【新住所】	
<input type="checkbox"/> 〒132-0013	
江戸川区 江戸川二丁目	番 号
マンション・	
アパート名等	
【新住所】	
<input type="checkbox"/> 〒132-0014	
江戸川区 東瑞江二丁目	番 号
マンション・	
アパート名等	
【ご氏名】	東部 次郎

#### (2) 郵便のお知らせについて

- ①あて先が旧住所で書かれた郵便物でも住居表示実施後、**原則として1年間は配達されます。**
- ②今回の住居表示による住所変更では**郵便局への転居届(転送届)は必要ありません。**
- ③郵便番号の**変更はありません。**

#### (3) 郵便についてのお問合せ

日本郵便(株) 江戸川郵便局 (江戸川区松島一丁目19番24号)  
電 話 : 3653-9374 【受付時間 : 月～金曜の平日 午前9時～午後5時】  
F A X : 3652-9983

## 4. 住所変更の手続きについて [手続きは11月2日(月)から]

法令等により、皆様ご自身で手続きが必要となるものがありますので、大変お手数ですが、**11月2日(月)以降に該当するものの住所変更手続きをお願いいたします。**

手続きには同封の「住居番号付定通知書」をご使用ください。枚数が不足する場合や、15歳未満で通知書を必要とする方には、11月2日(月)以降に区役所区民課、小松川・葛西・小岩・東部・鹿骨の各事務所で住居表示変更の「証明書」を無料で発行いたします。

### □ 自動車・自動二輪車関係 (5ページ)

1. 運転免許証の住所変更
2. 軽二輪(125cc超え250cc以下)の使用者・所有者の住所変更
3. 自動車(軽自動車を除く)、250ccを超える二輪車の使用者・所有者の住所変更
4. 軽自動車の使用者・所有者の住所変更

### □ 不動産登記関係 (6ページ)

5. 不動産(土地・建物・分譲マンション)所有者登記名義人の住所変更

### □ 社会保険(年金・健康保険)関係 (6ページ)

6. 国民年金・厚生年金受給者の住所変更
7. 社会保険(年金・健康保険)に加入の事業所にお勤めする方の住所変更
8. 国民年金・厚生年金に加入している方の住所変更

### □ その他 (6・7ページ)

9. 電気・固定電話の住所変更
10. 住民基本台帳カード(写真付きのみ)の住所変更
11. マイナンバーカードの住所変更
12. 在留カード・特別永住者証明書の住居地変更
13. 通知カード(マイナンバーをお知らせする通知書)の住所変更

### 変更手続きの必要がない主なもの

住民票、印鑑登録証明書、戸籍の附票、選挙人名簿、江戸川区立小・中学校への住所変更、すくすくスクール登録者(すくすく登録・学童クラブ登録)の住所変更、飼い犬の登録変更、食品衛生営業許可・環境衛生営業許可	区役所が住所を書き換えます。
国民健康保険被保険者証・高齢者受給者証、後期高齢者医療被保険者証、乳幼児医療証、子ども医療証、ひとり親家庭等医療証	そのままご使用になれます。更新の際、新住所に書き換えて交付します。希望者には新しいものと差替えができます。
介護保険被保険者証	新住所に書き換えて交付(送付)します。
原動機付自転車等標識交付証明書	変更の必要はありません。
郵便局、東京ガス、都水道局、NHK 固定電話(NTT東日本とご契約の方)	区役所から各機関に通知をします。
パスポート(※任意で住所を記入した方)	二重線で消し、新住所を記入してください。

<自動車・自動二輪車関係>

	手続内容	手続先	必要書類	期 限
1	運転免許証 の住所変更	小松川警察署 小岩警察署 葛西警察署  その他都内各警察署、 運転免許更新センター (神田・新宿) 月～金曜の平日 8:30～17:15  江東運転免許試験場 (他に鮫洲・府中) 月～金曜の平日 8:30～17:15 日曜 8:30～12:00 13:00～17:15  江東区新砂一丁目 7 番 24 号 電話：3699-1151	①運転免許証 ②住居番号付定通知書または 住居表示変更証明書  ※②に記載されている実施前の 住所と免許証記載住所が異なる 場合は、その経過がわかる 住民票等  →東部事務所戸籍住民係に ご相談ください  ※代理(同世帯の家族) 同居で別世帯の場合は不可 委任状不要 必要書類①②の他 ③代理人の身分証明書 ④同世帯の証明として本人と 代理人の氏名が記載の住民票  ※名字・本籍に変更がある場合 は本籍記載の住民票	実施日以降 お早めに  ※更新が近 い方はその 際で結構で す
2	軽二輪(125cc 超え 250cc 以下)の 使用者・所有者の 住所変更	足立自動車検査登録事務所 月～金曜の平日 8:45～11:45 13:00～16:00 足立区南花畑五丁目 12 番 1 号 電話：050-5540-2031	①自動車検査証(コピー不可) 〔軽二輪の場合〕 軽自動車届出済証(コピー不可) ②住居番号付定通知書または 住居表示変更証明書 ③印鑑(法人は法人印)  ※代理申請は委任状が必要 です。  ※②に記載されている実施前の 住所と車検証(または軽自動 車届出済証)記載住所が異な るときは左記手続先へお問 合せください。	実施日以降 お早めに
3	自動車(軽自動車 を除く)、250cc を 超える二輪車の 使用者・所有者の 住所変更			
4	軽自動車の 使用者・所有者の 住所変更	軽自動車検査協会 東京主管事務所足立支所 足立自動車検査登録事務所 月～金曜の平日 8:45～11:45 13:00～16:00 足立区宮城一丁目 24 番 20 号 電話：050-3816-3102	①自動車検査証(コピー不可) ②住居番号付定通知書または 住居表示変更証明書  ※②に記載されている実施前の 住所と車検証記載住所が異 なるときは左記手続先へお 問合せください。	

※タクシーやトラック、バスなど運送事業として自動車をご使用の場合は、「2」「3」「4」の手続き前に  
東京運輸支局輸送部門(品川区東大井一丁目 12 番 17 号)へ届出が必要になります。

<問合せ先> 東京運輸支局輸送部門：電話 03-3458-9231

<不動産登記関係> ※詳細は8ページ以降をご覧ください。

	手続内容	手続先	必要書類	期 限
5	不動産(土地・建物・分譲マンション)所有者登記名義人の住所変更	東京法務局 江戸川出張所 月～金曜の平日 8:30～17:15 (祝・祭日を除く)  中央一丁目 16 番 2 号 電話：3654-4156  <u>※江戸川区外に不動産をお持ちの場合はその所在地管轄の法務局でも手続きが必要です。</u>	①登記申請書 ②住居番号付定通知書または住居表示変更証明書 ③印鑑(認印)  ※②に記載されている実施前の住所と登記簿記載の住所が異なるときはその経過がわかる住民票等  ★登記申請書の記載方法は 8～13 ページをご覧ください。	実施日以降特に期限の定めはありません。 売買や抵当権設定等の登記の際、その前提として変更が必要です。

※会社・法人等の登記申請は、別冊「会社・法人等の住所変更手続きの手引」をご覧ください。

<社会保険(年金・健康保険)関係>

	手続内容	手続先	必要書類	期 限
6	国民年金・厚生年金受給者の住所変更	江戸川年金事務所 月～金曜の平日 8:30～17:15 中央三丁目 4 番 24 号 電話：3652-5106	・マイナンバーと基礎年金番号が結びついている方は自動的に住所変更されますので手続きは不要です。	
7	社会保険に加入の事業所にお勤めする方の住所変更		※お勤め先への住所変更手続きについては、勤務先にご確認をお願いいたします。	
8	国民年金・厚生年金に加入している方の住所変更		・勤務先が協会けんぽ・健保組合等加入の場合、管轄の年金事務所への変更届提出がありますので、住所変更について勤務先にご確認をお願いします。 ・詳細は左記手続先へお問合せください。	

※社会保険に加入している事業主が行う手続きは、別冊「会社・法人等の住所変更手続きの手引」をご覧ください。

<電気・固定電話>

	手続内容	手続先	期 限
9	電気	東京電力エナジーパートナー株式会社とご契約の方 「0120-995-001」へご連絡をお願いします。	実施日以降 お早めに
	固定電話	NTT 東日本とご契約の方の住所変更は不要です。 ※事前にお配りした資料や説明会では皆様に住所変更をお願いしておりましたが、住所変更の必要はなくなりました。 ※その他の契約会社とご契約の場合は各契約会社へご確認をお願いします。	

＜その他＞ ※「10～12」の手続先は、最寄りの東部事務所を記載していますが、区役所区民課及び小松川・葛西・小岩・鹿骨の各事務所戸籍住民係でも手続きできます。

	手続内容	手続先	必要書類	期 限
10	住民基本台帳カード (写真付きのみ) の住所変更	東部事務所 戸籍住民係 月～金曜の平日 8:30～17:00	①写真付き 住民基本台帳カード ②4ケタの暗証番号	実施日以降お早めに  身分証明としてご使用の場合はお早めに変更をお願いします
11	マイナンバーカードの住所変更	東瑞江一丁目 17 番 1 号 電話：3679-1125	①マイナンバーカード ②4ケタの暗証番号 ③署名用電子証明の住所変更を希望される方は6～16ケタの暗証番号	マイナンバーカードでe-tax利用者は住所変更が必要です
12	在留カード・特別永住者証明書の住居地変更	※令和2年11月2日以降の来所について事前予約ができません。 (各日定員制になります)	・在留カード ・特別永住者証明書	
13	通知カード (マイナンバーをお知らせする通知書)		通知カードは令和2年5月25日に運用が終了し、発行・再発行・記載内容(住所等)の変更ができなくなりました。住居表示実施後は、マイナンバーの証明として使用できませんので、マイナンバーカードへの切り替えをお勧めします。	

★以下の事由についても、各関係機関にお問合せの上、変更手続きをお願いします

- ◆ お勤めの会社等への住所変更報告
- ◆ 金融機関・保険会社などとの取引や契約のある方
- ◆ 江戸川区立の小・中学校以外に通うお子様のいるご家庭
- ◆ 保育園、幼稚園に通うお子様のいるご家庭
- ◆ 携帯電話をお持ちの方
- ◆ 個人でお持ちの各種許可証・証明書等

### 住所変更手続きにおける期限について

手続き期限には、法令上「15日以内」「5日以内」等、具体的に明記されているものがありますが、『住居表示』は引越しを伴う変更ではないこと等を理由に、このしおりに掲載している公的機関の了解を得て、手続き期限を「**実施日以降、お早めに**」と記載してあります。この趣旨をご理解いただいた上で、お早めに変更手続きをお済ませいただきますよう皆様のご協力をお願いいたします。

### 住居表示実施日直後の新旧住所の混在について

11月2日の実施日以降は、新住所を使用するように各機関にお願いしてありますが、実施日直後は、新住所と旧住所が混在することが予想されます。誤配のないよう郵便、宅配業者にお願いしてありますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

## 5. 不動産所有者の変更登記申請について〔手続きは11月2日(月)から〕

申請書は4種類同封しています。

- ㊦ 登記申請書【単有名義用】
- ㊧ 登記申請書【共有名義用】
- ㊨ 不動産の表示【戸建て・土地用】
- ㊩ 不動産の表示【マンション用】

所有する不動産が住居表示実施区域内にあっても、**所有者の方の住所が実施区域外であれば**、手続きの必要はありません。

使用する書類は申請書の左上に記載された**カタカナ記号**を確認の上、以下の表のとおり2種類を組み合わせ提出してください。

	不動産の所有形態	提出書類
1	戸建てや土地をお持ちで所有者名義人が一人の場合	㊦【単有名義用】 + ㊨【戸建て・土地用】
2	戸建てや土地をお持ちで所有者名義人が複数の場合	㊧【共有名義用】 + ㊨【戸建て・土地用】
3	マンションにお住まいで所有者名義人が一人の場合	㊦【単有名義用】 + ㊩【マンション用】
4	マンションにお住まいで所有者名義人が複数の場合	㊧【共有名義用】 + ㊩【マンション用】

不動産物件(土地・建物・分譲マンション等)を複数お持ちの方は、以下のいずれかの方法により、物件の数だけ ㊨ または ㊩ の用紙をご用意ください。

- ① 自費でコピーする
- ② 東部事務所住居表示係で受け取る。
- ③ 江戸川区役所ホームページからダウンロードする。
- ④ 東京法務局江戸川出張所窓口で受け取る。

### (1) 申請書の作成方法

- ① 10 ページからの記載例を参考に**朱書の箇所**を記入してください。
- ② 「住居番号付定通知書」の町名は例えば、「江戸川1丁目」のように数字で表記されていますが、「江戸川一丁目」のように**漢数字**で記入してください。その他の数字は**0 1 2 3 4 5 6 7 8 9**の算用数字で記入してください。
- ③ 皆様がお持ちの**登記事項証明書または権利証を参照し**、記入してください。
- ④ 申請書は他の添付書類と**左とじ**にして提出してください。
- ⑤ 印刷してある不要な文字は必要に応じて二重線で消してください(訂正印は不要です)。ご自身で記入した文字を修正した場合は、右上に訂正印を押印の上、加入した文字数を「**○字加入**」、削除した文字数を「**○字削除**」と記入してください。
- ⑥ 申請書が複数枚になりますので、**各綴り目に契印**してください。印鑑は認印で結構です。

## (2) 申請方法

以下のいずれかの方法で申請してください。①、②の方法で申請すると登記完了証が発行されます。登記完了証を郵送希望される場合は、返信用封筒に到達の確認が可能な**書留郵便等相当分の切手**を貼り、提出してください。(簡易書留の場合、定型郵便料金に 320 円上乗せされます。なお、登記完了証は申請書 1 件につき、1 枚となります。)

### ① 窓口申請

- ・管轄法務局の受付時間内に 6 ページに記載した「必要書類」をご持参ください。
- ・代理人が手続きをする場合、右図の「委任状」を参考に作成してください。なお、家族の方が代理で持参する場合等は「委任状」は不要です。

### ② 郵送申請

- ・申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と明記し、到達の確認が可能な**書留郵便等により送付**してください。

### ③ オンライン申請

- ・不動産登記手続は「登記・供託オンライン申請システム」でできます。詳しくは、法務省のホームページをご覧ください。

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji72.html>

記載例

委任状

(住所) 江戸川区 中央 一丁目 4番 1号  
(氏名) 江戸川 太郎 代理人の住所・氏名を記載

私は、上記のものを代理人と定め、次の権限を委任します。

令和2年11月2日住居表示の実施による  
下記不動産の所有権登記名義人住所変更 を  
管轄法務局へ代理して申請する一切の件。 変更登記の事由を記載

記

(不動産の表示)  
1 土地の表示 登記簿に記載されている土地・建物の表示を記載  
江戸川区 江戸川 一丁目 100番1  
2 建物の表示  
江戸川区 江戸川 一丁目 100番地1  
家屋番号 100番1

この委任状を作成した日 令和〇年〇月〇日

(住所) 江戸川区 江戸川 一丁目 〇番 〇号  
(氏名) 東部 次郎 住居表示実施後の住所

## (3) その他の注意点

- ① 所有する不動産(土地・建物・分譲マンション等)が江戸川区外にある場合は、管轄する法務局で手続きが必要です。
- ② 住所変更は売買、抵当権設定等の事由が生じたときに手続きされても結構です。
- ③ 住居表示実施以外の理由で変更手続きを行う場合は登録免許税がかかる場合があります。
- ④ 新住所が記載された登記事項証明書の発行は 1 通 600 円かかります。申請方法等については法務局にご確認ください。

## (4) 管轄法務局の連絡先 (江戸川区内の不動産)

東京法務局 江戸川出張所

〒132-8585 江戸川区中央一丁目 16 番 2 号

【電話】 3654-4156

【受付】 月～金曜の平日(祝・祭日を除く) 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※法務局の登記手続案内を利用される際は、事前予約が必要です。その際、登記事項証明書または権利証(ともにコピー可)及び申請書に使用した印鑑をご用意ください。

この部分は、受付シールを貼りますので、  
空けておいてください。

申請人の  
訂正印

記載例

訂正印  
○字加入  
○字削除

## 登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 令和2年11月2日住居表示実施

変更後の事項 住所 江戸川区 江戸川一丁目 ○ 番 1 号

住居表示実施後の所有者の住所

申請人 住所 江戸川区 江戸川一丁目 ○ 番 1 号

氏名 江戸川 太郎 印 認印

連絡先の電話番号 [ 03-0000-0000 ]

添付書類 住居番号付定通知書（住居表示変更証明書）

提出年月日(実施日以降の日付を記入してください。)

令和 ○ 年 ○○ 月 ○○ 日申請 東京法務局江戸川出張所

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

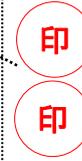
不動産の表示 別紙の通り

この部分は、受付シールを貼りますので、空けておいてください。

申請人それぞれの訂正印

記載例

訂正印



- 字加入
- 字削除

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 令和2年11月2日住居表示実施

共有者の氏名

変更後の事項 共有者 江戸川 一郎 及び 江戸川 花子 の住所

江戸川区 江戸川一 丁目 ○ 番 1 号

住居表示実施後の所有者の住所

申請人 住所 江戸川区 江戸川一 丁目 ○ 番 1 号

氏名 江戸川 一郎



認印

住所 江戸川区 江戸川一 丁目 ○ 番 1 号

氏名 江戸川 花子



認印

※共有者が3人以上の場合は、同様に住所、氏名を余白に追記し、押印する。

※共有でも一人だけの住所を変更する場合は、該当する者だけを「申請人」欄に記入する。

連絡先の電話番号 [ 03-0000-0000 ]

添付書類 住居番号付定通知書（住居表示変更証明書） 2 通

提出年月日（実施日以降の日付を記入してください。）

令和 ○ 年 ○○ 月 ○○ 日申請 東京法務局江戸川出張所

申請人それぞれの分を添付

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

不動産の表示 別紙の通り



不動産の表示

皆様がお持ちの権利証又は登記事項  
証明書のとおりに記載してください。

記載例

印

訂正印

○字加入

○字削除

【土地】

所 在	地 番
江戸川区 江戸川一 丁目	○ 番 1
不動産番号	0000000123456
*不動産番号を記載した場合には、以下の記載を省略できます。	
地 目	宅 地
地 積	105・30 m <sup>2</sup>

申請人の訂正印  
(複数人の場合  
はそれぞれ)

綴り目に契印

所 在	地 番
江戸川区 江戸川一 丁目	○ 番 1
不動産番号	0000000123457
*不動産番号を記載した場合には、以下の記載を省略できます。	
地 目	宅 地
地 積	10・05 m <sup>2</sup>

土地に私道負担や分筆がある  
場合は、権利証等に2種類以  
上の地番が記載されています。  
この場合、この欄にもご記入く  
ださい。なければ、斜線を引い  
てください。

\*不動産番号は、登記事項証明書、登記識別情報通知書及び登記完了証に記載されています。

【建 物】

所 在	江戸川区 江戸川一 丁目	○ 番 1
家屋番号	○ 番 1	
不 動 産 番 号	0000000123458	
*不動産番号を記載した場合には、以下の記載を省略できます。		
種 類	構 造	床 面 積 m <sup>2</sup>
居 宅	木造	1階 50・00
	スレートぶき	2階 40・00
	3階建	3階 30・00

土地だけを  
所有してい  
る方は、建  
物欄の記入  
は不要です。

不動産の表示

【一棟の建物の表示】

皆様がお持ちの権利証又は登記事項  
証明書のとおりに記載してください。

記載例

訂正印

印 ○字加入  
印 ○字削除

所 在	江戸川区 <b>江戸川一</b> 丁目 ○ 番地 <b>1</b>	申請人の訂正印 (複数人の場合 はそれぞれ)
建物の名称	<b>東部マンション</b>	

\*不動産番号は、登記事項証明書、登記識別情報通知書及び登記完了証に記載されています。

【専有部分の建物の表示】

家屋番号	江戸川区 <b>江戸川一</b> 丁目 ○ 番 <b>1</b> の <b>501</b>		
不動産番号	<b>0000000123458</b>		
*不動産番号を記載した場合には、以下の記載を省略できます。			
種 類	<b>居宅</b>	建物の名称	<b>501</b>
構 造	<b>鉄筋コンクリート造5階建</b>		
床 面 積	<b>5</b> 階部分	<b>70・00</b> m <sup>2</sup>	

綴り目に契印

【敷地権の目的である土地の表示】 \*不動産番号を記載した場合には、下欄の記載を省略できます。

土地の符号	所 在 及 び 地 番	地 目	地 積 m <sup>2</sup>
1	江戸川区 <b>江戸川一</b> 丁目 ○ 番 <b>1</b>	<b>宅 地</b>	<b>1000・00</b>
2	江戸川区 <b>江戸川一</b> 丁目 ○ 番 <b>2</b>	<b>宅 地</b>	<b>500・00</b>
3	江戸川区 <b>江戸川一</b> 丁目 ○ 番 <b>3</b>	<b>宅 地</b>	<b>100・00</b>
4	江戸川区 <b>江戸川一</b> 丁目 ○ 番 <b>4</b>	<b>宅 地</b>	<b>50・00</b>

【敷地権の表示】 \*不動産番号を記載しても、下欄の記載は省略できません。

土地の符号	敷 地 権 の 種 類	敷 地 権 の 割 合
1	<b>所 有 権</b>	<b>100000</b> 分の <b>1234</b>
2	<b>所 有 権</b>	<b>100000</b> 分の <b>1234</b>
3	<b>所 有 権</b>	<b>100000</b> 分の <b>1234</b>
4	<b>所 有 権</b>	<b>100000</b> 分の <b>1234</b>

## 6. 関係機関の案内図

主な手続き先の案内図です。手続きに行かれる際の参考にしてください。連絡先及び開所時間等は4～7ページの「住所変更の手続きについて」をご覧ください。

### ①江戸川区役所〔中央一丁目4番1号〕

- ◆JR「新小岩駅」から徒歩15分
- ◆都バス・京成バス「江戸川区役所」から徒歩すぐ  
新小21、新小22、錦27、小74・小松川線、  
篠01・区役所線

### ②東京法務局江戸川出張所〔中央一丁目16番2号〕

- ◆上記「江戸川区役所」バス停から徒歩7分

### ③江戸川年金事務所〔中央三丁目4番24号〕

- ◆上記「江戸川区役所」バス停から徒歩10分
- ◆都バス・京成バス「江戸川文化センター」から徒歩5分  
錦27、小74・小松川線

### ④小松川警察署〔松島一丁目19番22号〕

### ⑤江戸川郵便局〔松島一丁目19番24号〕

- ◆都バス・京成バス「小松川警察署」から徒歩すぐ  
錦25、錦27、亀26、平井23、小74・小松川線



### 東部事務所〔東瑞江一丁目17番1号〕

- ◆都営新宿線「瑞江駅」から徒歩5分
- ◆京成バス「東部区民館入口」から徒歩4分  
小72・篠崎線、新小71・鹿骨線、小73・南小岩線、  
小76・第2南小岩線、瑞75・南行徳線、臨海病院線



### ①小岩事務所〔東小岩六丁目9番14号〕

### ②小岩警察署〔東小岩六丁目9番17号〕

- ◆JR「小岩駅」から徒歩10分
- ◆京成バス「小岩警察・区民館」から徒歩すぐ  
小72・篠崎線



### 葛西事務所〔中葛西三丁目 10 番 1 号〕

- ◆東西線「葛西駅」から徒歩 5 分
- ◆都バス・京成バス「葛西駅」から徒歩 5 分  
(葛西 21、葛西 22、葛西 24、錦 25、平 23、  
新小 22、新小 29、新小 29-2、秋 26、  
臨海 28-2.3、小 76・第 2 南小岩線、臨海病院線)



### 葛西警察署〔東葛西六丁目 39 番 1 号〕

- ◆都バス「第二葛西小学校入口」から徒歩 2 分
- ◆都バス「東葛西六丁目」から徒歩 4 分  
(葛西 21)



### 小松川事務所〔平井四丁目 1 番 1 号〕

- ◆JR「平井駅」から徒歩 10 分
- ◆都バス「小松川区民館」から徒歩すぐ  
(平 23、平 28)



### 鹿骨事務所〔鹿骨一丁目 54 番 2 号〕

- ◆京成バス  
「鹿骨区民館」から徒歩すぐ(小 76・第 2 南小岩線)  
「鹿骨区民館入口」から徒歩 2 分(篠 01・区役所線)  
「鹿骨」から徒歩 3 分(新小 71・鹿骨線)



### 軽自動車検査協会東京主管事務所足立支所

- 〔足立区宮城一丁目 24 番 20 号〕
- ◆都バス「宮城二丁目」から徒歩 3 分  
(JR 京浜東北線「王子駅」または  
東武スカイツリーライン「西新井駅」から)



### 足立自動車検査登録事務所

- 〔足立区南花畑五丁目 12 番 1 号〕
- ◆東武バス「足立車検場」から徒歩すぐ  
(JR・千代田線「綾瀬駅」または  
東武スカイツリーライン「竹ノ塚駅」から)

